

教生学第 468 号
平成 28 年 8 月 8 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 鈴 木 淳
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 河 原 範 毅
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 山 本 純 史

生徒指導・進路指導の改善等について(通知)

生徒指導・進路指導については、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長が発出した「『府中町における自殺事案に関するタスクフォース』中間取りまとめを踏まえた生徒指導・進路指導の確認について」(平成 28 年 3 月 25 日付け 27 初児生第 43 号通知)に基づき、各学校等で対応いただいているところですが、この度、文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

つきましては、学校及び市町村教育委員会において、別添写しに記載されている改善事項及び留意事項に基づき、生徒指導・進路指導が適切に行われるよう、お願いします。

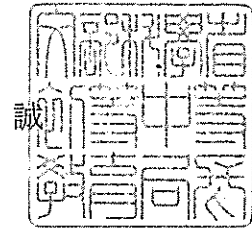
参事(生徒指導・学校安全)生徒指導・学校安全グループ
義務教育課義務教育グループ
高校教育課普通教育指導グループ
高校教育課産業教育指導グループ
特別支援教育課学校教育指導グループ



28文科初第655号
平成28年7月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

生徒指導・進路指導の改善等について（通知）

平素より、学校等においては、生徒指導・進路指導上の不断の改善に御尽力いただいているところです。

昨年12月、広島県府中町において、中学3年生が自ら命を断つという大変痛ましい事案が発生しました。本事案に関しては、学校等における組織的な対応の欠如、情報管理の不徹底、生徒指導・進路指導上の不適切な対応といった諸課題があることが指摘されています。

このため、文部科学省としても「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」を立ち上げ、府中町教育委員会と関係の学校が喫緊に取り組むべき課題と、課題解決に向けた方向性について、平成28年3月25日に中間取りまとめを行うとともに、中間とりまとめを踏まえた生徒指導・進路指導に係る事項について、各学校等に確認を依頼したところです。この度、夏季休業明けから本年度の進路指導が本格化することを踏まえ、下記のとおり、本事案の生徒指導・進路指導上の課題を踏まえた各教育委員会、各学校等における改善事項及び留意事項を示すこととしました。

貴職におかれては、域内の学校及び学校の設置者において適切に生徒指導・進路指導が行われるよう御指導いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあつては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあつては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、本通知を周知くださるよう、お願いします。

記

1. 学校の組織的な生徒指導・進路指導体制と情報管理

- (1) 生徒指導・進路指導に当たっては、校長をはじめとした管理職、他の教職員に対し指導等を行う立場にある者（生徒指導主事、進路指導主事等）及び教員のそれぞれの責任と役割を明確にするとともに、それぞれが自覚をもって、相互に連携しながら職務を遂行し、校長のリーダーシップの下で組織的な対応をとること。
- (2) 生徒指導・進路指導に当たっては、情報の管理を徹底し、校内の各種会議や生徒指導・進路指導上の重要な指導事項に係る記録については、速やかに作成、保管するほか、校長をはじめとした管理職及び他の教職員に対し指導等を行う立場にある者による記録の正誤等の確認を徹底すること。

2. 進路指導の在り方

(1) 基本的事項

- 進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要であり、このため、各学校が進路指導の目標を持ち、その実現を目指して教育活動全体を通じ計画的、組織的、継続的な指導を行っていくことが必要であること。
- 進路指導を効果的に進めていくためには、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学級担任をはじめ、教員が相互に緊密な連携を図り、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要があること。また、必要に応じて、生徒指導主事との連携も図ること。
- 進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視し、生徒が自ら選択した進路を堂々と進んでいけるように、生徒の将来における自己実現を応援する姿勢をもって指導に当たることが重要であること。
- 教員は、生徒一人一人に対する共感的理解をもって生徒理解を深めながら進路指導の充実を図り、生徒が抱える日常生活に関する不安や悩み等を積極的に受け止めるよう努めること。

(2) 進路指導方針の確立

- 進路指導に関する学校の方針（方針の決定・変更方法、推薦の可否等の生徒本人に関する進路指導上の重要情報の決定・伝達の時期・方法等を含む。）について、校長のリーダーシップの下、組織的に決定すること。また、決定した方針については、各学校の全教職員間で共有しておくこと。
- 推薦基準などの進路指導上の方針の重要事項については、入学時から、学年集会や保護者説明会等を通じて、生徒及び保護者に対して説明を行うこと。また、これらの方針を変更する場合には、事前に変更点とその考え方を生徒及び保護者に対して説明すること。

(3) 進路相談を行う場所

進路相談を行う場所については、生徒が落ちついて自ら進んで話せるような環境をつくる必要があること。その際、相談室以外の場所を利用する場合は、個別相談の内容を他人に聞かれることのないような場所で行うことに、特に留意すること。

(4) 保護者との連携及び情報提供

- 進路指導を効果的に進めるためには、保護者の理解と協力が不可欠であるため、教員及び保護者間の相談並びに教員、生徒及び保護者の三者による相談が円滑に行われるよう、家庭との連携を密にしながら進路指導を進めること。
- 高等学校及び中学校は、相互の連携協力を密にして、各高等学校等の校風や教育内容、入学者選抜についての情報を、生徒及び保護者に積極的に提供すること。

3. 推薦基準の在り方

- (1) 生徒の推薦に当たっては、中学校においては、日ごろから生徒の優れた点や長所に関する把握に努めること。
- (2) 生徒の将来に重要な影響を与える進路決定を行う際に、非行（触法行為）等の問題行動に係る事実のみをもって機械的に判断せず、その後の改善状況など3年間の学業や生活態度等を考慮して、総合的に判断することができるよう留意すること。
- (3) 設置者である教育委員会は、所管の中学校における推薦基準について内容を把握し、域内の学校間において著しく均衡を欠いている場合など、必要に応じて指導及び助言を行うこと。

4. 生徒指導の在り方

生徒指導に当たっては、学校生活上の態度等を進学先又は就職先へ情報提供する旨を威圧的に示し、生徒を萎縮させるような指導ではなく、生徒との信頼関係を築きながら、生徒に自らの行動について反省を促し、生徒が将来において希望や目標を持てるような指導を行うことが重要であること。

5. 都道府県・市区町村教育委員会等の対応

- (1) 設置者である教育委員会は、所管の中学校における生徒指導・進路指導が適正に行われているかどうかについて、平素から校長及び教職員と連携を取り、各学校の課題等について常に学校と情報を共有し、必要に応じて速やかに指導、助言又は援助を行うこと。その際、上記3.(3)の対応を適切に行うことに特に留意すること。
- (2) 教育委員会、私立学校所轄部局、国公立の高等学校、中学校の関係者等による連絡協議の場を活用し、入学者選抜の在り方に関する相互理解と恒常的な情報の収集・交換等に努めること。また、各高等学校で進められる入学者選抜方法の改善内容については、中学校や生徒・保護者に正確な情報を提供するように留意すること。なお、これらの取組を進めるに当たっては、平成5年2月22日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜について（文部事務次官通知）」（別添1）及び平成9年11月28日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜の改善について（初等中等教育局長通知）」（別添2）も参考にすること。

【本件担当】

(生徒指導について)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 : 03-5253-4111 (内線3298)

F A X : 03-6734-3735

E-mail : s-sidou@mext. go. jp

(進路指導について)

初等中等教育局高校教育改革P T
キャリア教育・進路指導担当

電 話 : 03-5253-4111 (内線4728)

F A X : 03-6734-3177

E-mail : jidous@mext. go. jp

○高等学校の入学者選抜について（通知）

平成5.2.22 文初高第243号
各都道府県教育委員会，各都道府県知事，
附属学校を置く各国立大学長あて
文部事務次官通知

このことについては、文部省において、これまでの高等学校入学者選抜の実施状況や今後の高等学校教育改革の動向等を踏まえ、関係者の協力を求めてその改善について検討を加えてきましたが、このたび、高等学校教育の改革の推進に関する会議第三次報告（別添）としてまとめを得たところであります。

ついては、同報告の趣旨を踏まえ、今後、高等学校入学者選抜については、下記によることとしますので、貴職におかれては、高等学校における入学者選抜等の適切な実施が図られるようお願いいたします。

なお、入学者選抜の改善を進めるに当たっては、同報告の内容に十分留意されるようお願いいたします。

また、高等学校教育については、多様な生徒の個性を伸長することを重視し、各高等学校における特色ある個性的な教育の展開を一層推進することが肝要であります。この観点から、特色ある高等学校づくり、個性豊かで多様な教育活動の充実、新学習指導要領の趣旨に即した選択幅の広い教育課程の編成、学科・コース等の多様化、新しいタイプの学校の奨励などについて一層積極的な取組みを併せてお願いいたします。

おって、都道府県教育委員会にあっては管下の各市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所管の学校法人及び私立学校に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、この趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

記

1 公立高等学校の入学者選抜の改善について

(1) 多様な選抜方法の実施について

ア 高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

イ 高等学校入学者選抜の在り方は、各学校・学科・コースごとの特色に応じて多様であることが望ましいこと。

さらに、同一の学校・学科等の中でも入学定員を区分して複数の尺度に基づく異なる選抜方法を実施することにも配慮すること。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、学力検査の実施教科や教科ごとの配点を変えたり、調査書と学力検査の成績の比重の置き方を変えたり、調査書の中の重視する部分を変えたりすることなどが考えられること。

(2) 多段階の入学者選抜の実施について

ア 受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり入学者選抜が実施されるよう十分配慮すること。

イ 推薦入学については、専門学科のみでなく、普通科においても教育上の特色づくりと並行して一層活用されるよう配慮すること。

ウ 推薦入学の実施に当たっては、その意義にかんがみ、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などの諸活動の実績などの資料による選抜方法の工夫を行うこと。

この観点から、調査書の学習成績の記録以外の記録の部分を重視した選抜を行うことはもとより、さらに、例えば、一定の定員枠を設けて、中学校長の推薦に基づき、長期間にわたる又は質の高い文化活動やボランティア活動の活動歴等により選考を行い、調査書の学習成績の記録の評定の成績を求めないこととする選抜を行うことが考えられること。

エ 推薦入学の実施時期については、中学校教育に悪影響を及ぼさず、また、中学校における教育活動の成果を十分評価することができる時期とすること。このため、推薦入学があまり早い時期に行われないう、地域の実情に即し、教育委員会、知事部局、公立・私立高等学校及び中学校関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。

(3) 入学者選抜の資料について

ア 合否の判定の際の調査書と学力検査の成績の比重の置き方については、生徒の選択の幅の拡大等のため、各学校・学科等、あるいは定員の一部ごとに異なる方式で合否の判定を行うことについての工夫がなされるよう配慮すること。

さらに、生徒の個性に応じ選抜方法を多様化させるという観点から、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、学力検査を実施しない選抜、調査書の比重を大幅に軽減する選抜や調査書を用いない選抜などを行うことも考えられること。

イ ただし、調査書を用いない選抜を実施する場合には、中学校教育に大きな影響を与えることから、例えばこの方式は例外的な方式であるとの位置付けのもとに定員の一部についてのみ適用する方法などが考えられること。また、学力検査の成績を主たる資料としつつ、面接や小論文・実技検査などを組み合わせて行うことも考えられること。

(4) 学力検査の在り方について

ア 学力検査の問題作成については、中学校の教育課程の趣旨に即し、知識の量や程度を問う出題に偏ることなく、例えば論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題を増やすなど、中学校の新しい教育課程で重視されるべき能力が適切に反映されるよう一層の工夫改善を図ること。

イ 学力検査の実施教科については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、実施教科数を増減したり、教科によって配点の比重を変えたり、学校ごとに学力検査問題を一部作成して付加したり、教育委員会が多くの問題を作成し各学校がそこから選択して出題したり、生徒が教科を選択したりすることなどが考えられること。

(5) 調査書の在り方について

ア 調査書については、高等学校入学者選抜の資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくこと。

イ 調査書の学習成績の記録の評定については、中学校学習指導要領及び中学校生徒指導要録の改訂の趣旨に即した改善の努力を進めること。

また、中学校の新しい教育課程における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、調査書の記載に当たり適切な工夫を行うとともに、選択教科の学習の成果の活用について工夫するよう配慮すること。

ウ 調査書の学習成績の記録の活用については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、合否判定の資料として用いる教科を減らしたり、教科によって評定の比重を変えたり、選択教科を重視して用いたりすることなどが考えられること。

エ 生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所などを積極的に評価するため、調査書の学習成績の記録以外の記録を充実し、活用するよう十分配慮すること。

その際、点数化が困難なスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などについても適切に評価されるようにしていくことが望ましいこと。

オ 調査書の記載事項については、高等学校入学者選抜の資料として、真に必要な事項に精選すること。

(6) 面接について

面接については、積極的に活用することが望ましいこと。

(7) 通学区域について

通学区域については、各都道府県で地域の実情を踏まえながら各高等学校に特色を持たせ、生徒の特性に応じた学校選択が可能となるような方向で検討する必要があること。また、生徒の居住地によって高等学校受験の機会が大きく異なることのないよう配慮する必要があること。

2 私立高等学校の入学者選抜の改善について

(1) 私立高等学校における入学者選抜については、各私立学校及び私学団体の自主的改善努力を促しつつ、1(1)～(6)の趣旨に即し、選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化を進めるなど一層の改善を図ること。

(2) 私立高等学校の入学者選抜及びその教育方針や教育活動などに関する的確な情報が、生徒や保護者に入手されやすいよう、私立高等学校、中学校、私学担当部局等それぞれが一層の工夫・努力を行うこと。

(3) 入学者選抜の学力検査の出題内容については、公立高等学校の学力検査問題の改善と並行して、より適切な出題がなされるよう、学校関係者による問題分析等の調査研究を推進すること。

この調査研究に基づき、中学校教育に与える影響にかんがみ、不適切と認められる出題について、当該学校に対してその改善を促すとともに、望ましい出題についても公表するなど、一層の改善を図られるようにすること。

(4) 受験機会の複数化や多様な選抜方法の実施については、公立私立を通じた観点からも要請されるので、募集方法や選抜の日程について、公立私立間で十分調整し、生徒にとって負担過重とならず、適切な受験機会が選択できるよう配慮すること。

(5) 推薦入学の実施に当たっては、特に、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などの諸活動の実績などの資料による選抜方法の工夫を行うとともに、その実施時期については、あまり早い時期に行われぬよう、地域の実情に即し、教育委員会、知事部局、公立・私立高等学校及び中学校関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。

(6) 一部の地域で行われている、いわゆる単願推薦等についての事前相談等については、推薦入学と同様に、公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行うことはもとより、あまり早い時期に行われぬよう関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。

また、選抜要項上、日程、募集人員、選抜方法などについて明示すること。

3 業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について

(1) 高等学校の入学者選抜は公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行われるべきものであり、業者テストの結果を資料として用いた入学者の選抜が行われることがあってはならないこと。

また、中学校における進路指導は日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行われるべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと。

(2) 入学者選抜に関し一切、中学校にあっては、業者テストの結果を高等学校に提供しないよう、また、高等学校にあっては、業者テストや学習塾の実施するテストの偏差値の提供を中学校に求めないよう、平成6年度入学者選抜から直ちに改善すること。

さらに、高等学校は、業者テストの実施者はもとより、学習塾に対しても資料の提供を求めたり、保護者や生徒から業者テストの偏差値等を求めたりするようなこともあってはならず、併せて直ちに改善すること。

(3) 中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり、授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし、また、教職員は業者テストの費用の徴収や監督、問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。そのため、学校の管理運営及び教職員のサービスの適正が図られるよう直ちに改善すること。

また、業者テストの偏差値等に依存して、中学校において生徒の適性や希望などを無視して生徒が志望する高等学校を受験させないよう指導したりすることがないよう、直ちに改善すること。

- (4) 公益法人や校長会の行うテストについては、学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものであれば、一つの方策であるが、このようなテストも進路指導の一参考資料を得るために行うものであり、選抜の資料として用いられるべきものではなく、高等学校に対しその結果の提供を行うものであってはならないこと。

また、学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものでない限り、中学校が授業時間中や教職員の勤務時間中にテストを実施するなどその実施に関与することは厳に慎むべきであること。

これらの点について、直ちに改善すること。

4 中学校における進路指導の充実について

- (1) 生徒の進路の選択や学校の選択に関する指導は、偏差値に頼って行われるのではなく、学校の教育活動全体を通じて的確に把握した生徒の能力・適性、興味・関心や将来の進路希望等に基づき、また、進学しようとする高等学校や学科の特色や状況を生徒が十分理解した上でなされるべきであること。
- (2) 中学校においては、平素から一人一人の生徒が自らの進路を主体的に考え選択する能力や態度を育成し、それが進路決定に生かされることが重要であり、進路指導に当たっては、教師の適切な指導のもとに、このような生徒の主体的な選択を生かしていくことが必要であること。
- (3) 中学校においては、進路指導主事等が中心となって生徒や保護者に専門的な指導助言を行ったり、相談に応じられる体制を整備すること。
なお、進路指導主事等の研修の充実等について一層の配慮を行うこと。
- (4) 高等学校の教育上の特色や入学者選抜方法について、生徒や保護者が十分な認識をもって判断できるよう、中学校は情報の収集と提供に努めるとともに、高等学校は、広報活動や体験入学の実施などに積極的に取り組むこと。
- (5) 推薦入学における生徒の推薦に当たっては、中学校においては、日ごろから生徒の優れた点や長所に関する把握に努めるとともに、例えば、学校外の活動についても、長期間にわたる又は質の高い文化活動やボランティア活動の活動歴等について関係者から報告を受け、その活動の実績を勘案して高等学校に推薦するなどの方法が考えられるので、一層の工夫を行うこと。

5 留意すべき事項について

- (1) 高等学校入学者選抜については、各都道府県における国・公・私立を通じた改善が必要であり、そのため、国・公・私立の高等学校及び中学校の関係者が定期的に協議する場を設け、選抜日程、選抜方法や選抜に関する資料、出題内容の改善などについて、関係者は最善の努力をすること。
なお、その際、必要に応じ中学校の入学者選抜に関して、小学校の関係者の参加も得て協議することも考慮すること。
- (2) 高等学校入学者選抜は、あまり早い時期に行われないようにするとともに、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われることについて特に配慮すること。
- (3) 海外から帰国した生徒、保護者の転勤に伴う生徒、高等学校を中途退学した生徒などの転・編入学等については、可能な限り弾力的に取り扱っていくこと。
- (4) 身体に障害のある生徒については、単に障害のあることのみをもって高等学校入学者選抜において不合理な取扱いがなされないことがないように、選抜方法上の工夫など適切な配慮を行うこと。
- (5) 高等学校入学者選抜の改善のために、高等学校入学者選抜の在り方について検討・協議する場を設けること、高等学校入学者選抜に関する情報を広く一般に提供すること、更に専門的な情報収集と調査研究を継続的に行うことなどに一層配慮すること。
- (6) 国立の高等学校の入学者選抜に関し、選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化については、1(1)～(6)の趣旨に即し一層の改善を図ること。
また、学力検査の出題内容については、より適切な出題がなされるよう改善を図ること。

○高等学校の入学者選抜の改善について（通知）

平成9.11.28 文初高第243号
各都道府県教育委員会，各都道府県知事，
附属学校を置く各国立大学長あて
初等中等教育局長通知

標記の件については，平成5年2月22日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜について」を踏まえ，各都道府県・高等学校等において，選抜方法の多様化と選抜尺度の多元化の観点から，改善のための様々な取組をいただいているところですが，平成8年7月19日に，中央教育審議会から出された「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」においては，完全学校週5日制の下で，子どもたちに「ゆとり」を与え，「生きる力」を育成するためには，過度の受験競争の緩和が必要であり，この観点から，高等学校入学者選抜について，今後一層改善が進められることが強く望まれると指摘されています。

そして，本年6月26日には，中央教育審議会から，「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」が出され，この中で，高等学校の入学者選抜の改善等について具体的な提言がなされました。

また，今月17日には，教育課程審議会から，「教育課程の基準の改善の基本方向について」中間まとめが公表され，この中で，「教育課程の基準の改善のねらいの実現は，これに関連する教育条件の改善等に負うところが大きい」として，上級学校の入学者選抜の改善を図る必要があるとされておりす。

本年6月26日の中央教育審議会第二次答申における高等学校の入学者選抜に関する部分は別添のとおりですが，入学者選抜の改善が極めて大きな意義をもつものであることを踏まえ，貴職におかれては，特に下記の点に留意いただき，一層の改善を図られるようお願いいたします。

なお，都道府県教育委員会にあっては管下の学校及び各市町村教育委員会に対して，都道府県知事にあっては所管の学校法人及び私立学校に対して，国立大学長にあっては管下の学校に対して，この趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

記

1 高等学校の入学者選抜の現状について

(1) 高等学校入学者選抜については，第14期中央教育審議会の答申（平成3年4月）や「高等学校教育の改革の推進に関する会議」の報告（平成5年1月）等を踏まえ，各都道府県・学校等において，改善のための努力が進められてきているが，いわゆる「影響力のある特定の高等学校をめぐる受験競争は依然として厳しく」，また，選抜方法は「狭い意味での学力の評価に重点が置かれるなど画一的な点が多い」などの状況にあると考えられること。

(2) このような状況を踏まえ，中学校以下の教育に与えている影響を直視し，いわゆる影響力のある特定の高等学校をはじめ，全体として，選抜方法の多様化，評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜の改善を一層進めていく必要があること。

また，その際は，各高等学校においては，「いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点とともに，「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が，いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という視点を重視して，入学者選抜の一層の改善に向けた努力を傾注すべきであること。

2 高等学校の入学者選抜の改善等のための今後の取組について

(1) 入学者選抜の改善について

ア 第二次答申においては，学力検査について，「1点の差を争わせるのではなく，一定以上の点数が取れば足りる」という基本的な考え方に立って取り扱うことが望まれる」，「生徒の多様な能力・適性，意欲，努力の成果や活動経験などを様々な観点から評価していく場合，1点差刻みで合否を決することに意義を見出すことはできない」，「各高等学校において自校の教育を受けるのに適当と考える水準に達していれば，ある程度の幅を持って合格とする」などの指摘がなされている。これらの指摘を踏まえ，具体的には，学力検査において一定以上の点数を得ていれば，他の資料によって選抜を行っていくという方法等が広く進められるべきであること。

イ 学力検査の問題については、単に知識の量を問うような問題はできるだけ避け、思考力や分析力などを問う問題の出題を一層工夫すること。また、教科の枠にとらわれない総合問題についても研究を進めていくことが望まれること。

ウ また、入学者選抜の資料・方法について、調査書と学力検査の比重の置き方の弾力化、調査書の評価の工夫、小論文・面接・実技検査の実施、各種技能審査や学校内外における文化活動・スポーツ活動・ボランティア活動などの積極的な評価と、そのための地域の社会教育関係団体等からの報告の活用、生徒が進学動機や中学校時代に主体的に学んだ事柄等を自ら記述した書類の活用、推薦入学の積極的な活用と改善など、様々な提言が行われており、これらの提言を参考としつつ、一層の選抜方法の改善に努めること。

エ 登校拒否の生徒については、進学動機等を自ら記述した書類など調査書以外の選抜資料の活用を図るなど、より適切な評価に配慮すること。また、障害のある者については、障害の種類や程度等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ること。

オ 公立高等学校については、入学者選抜の改善が都道府県レベルの取組にとどまらないよう、各都道府県教育委員会が、一定の範囲で具体的な選抜方法について各高等学校の判断に委ねることも検討すること。

また、各高等学校において、入学者選抜の改善に具体的に取り組む際には、同一学科の入学定員を区分して、部分的に異なる選抜方法を導入するなどの取組についても工夫すること。

カ 一部の国私立の高等学校及び中学校において、いわゆる難問奇問など、中学校及び小学校の学習指導要領の趣旨を逸脱した出題がなされていることが、受験のための知識を詰め込む傾向や学校教育と受験勉強の乖離を招くなど、中学校以下の教育に多大の影響を与えていることに鑑み、その是正を図ること。

(2) 進路指導の改善等について

ア 高等学校への進学に関する進路指導については、各高等学校の校風や教育内容の特色を踏まえて、生徒が自らの生き方を考え、目的意識を持って主体的に自己の進路を選択・決定するという方向に一層の改善を進めること。

イ 高等学校及び中学校は、相互の連携協力を密にして、各高等学校の校風や教育内容、入学者選抜についての情報を、生徒や保護者に積極的に提供するとともに、高等学校等への体験入学を行うなど啓発的な体験を積極的に取り入れること。また、各都道府県及び市町村教育委員会等においては、中学校や生徒・保護者に対する情報提供体制を整備していくこと。

特に、上記(1)を踏まえて各高等学校で進められる入学者選抜方法の改善内容については、中学校や生徒・保護者に正確な情報を提供するよう留意すること。

ウ 入学者選抜の改善を進めていくために、各都道府県において、行政の支援の下、国公立の高等学校と中学校の関係者による連絡協議体制を整備し、入学者選抜の在り方に関する両者の相互理解と恒常的な連絡協議の場として積極的に活用していくこと。早期化の傾向が見られる入学者選抜の時期については、このような場を積極的に活用することなどにより、中学校教育への支障がないよう適正化に努めること。

3 高等学校教育の多様化と柔らかなシステムの実現について

ア 過度の受験競争の背景の一つである高等学校間の序列意識の問題については、各高等学校が、教育内容の個性化や多様化を進め、特色を発揮し、魅力ある校風を育てていくことを通じて、その改革を促していくことが必要であること。

イ 過度の受験競争を緩和するためには、高等学校教育を受ける機会を広く確保していくことを可能とし、高等学校教育全体を柔らかなシステムとしていくことが重要であり、こうした観点から、生徒が積極的な進路変更を希望する場合の学校間あるいは学科間の移動や、保護者の転勤や帰国等に伴う転入学や編入学の受入れを一層積極的に認めること。また、高等学校の中途退学者の受入れや高等学校を休学して社会経験等を経た後の復学、中学校卒業後に社会経験等を経た者などの受入れについても柔軟に対応すること。

ウ 高等学校の個性化・多様化を進めるとともに、高等学校における生徒の柔軟な受入れを実現するため、単位制高等学校や総合学科の一層の整備を図っていくこと。

また、学校間の序列意識を解消していくためにも、他の高等学校等において学習する機会を拡充することは大きな意義をもつものであり、高等学校相互の学校間連携等を更に積極的に推進すること。